

自動車販売事業者・自動車買取事業者の皆様へ

# 還付譲渡通知書ご提出に際してのお願い

日頃より県税にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

自動車税種別割の還付金に関する還付請求権を譲渡した場合にご提出いただく「過誤納金(還付金)還付請求権譲渡通知書」(還付譲渡通知書)につきまして、記入漏れや添付書類不足により、還付譲渡の手続きが間に合わず、譲受人が還付金をお受け取りいただけないケースが多く発生しています。

つきましては、還付譲渡の手続きを円滑に進めるため、ご提出の際は、下記の点にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 できるだけお早めにご提出ください。

(1) 提出期限(抹消登録をした日の翌月5日(必着)※)間際は、書類審査に時間がかかります。

書類不備で返却になった場合、再提出が間に合わなくなる場合があります。

※土日祝日等の閉庁日の場合は、翌開庁日が提出期限です。例:10/31 抹消登録⇒提出期限 11/5(必着)

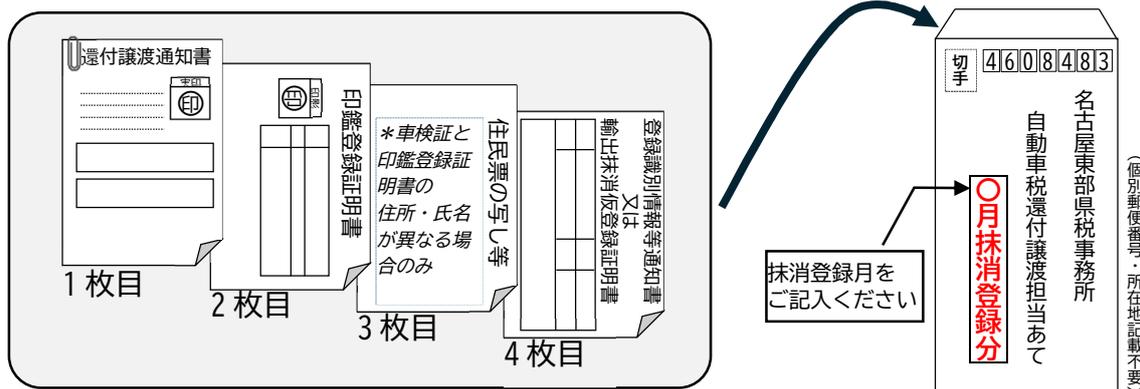
(2) 書類が整ったものから順次(提出件数が多い場合は特に)お早めにご提出ください。

### 2 還付譲渡通知書は、愛知県指定の様式をご利用ください。

Excel 版もご用意しています。

愛知県公式 Web サイト「還付金の還付請求権を譲渡した場合の取扱いについて」

### 3 還付譲渡通知書1件ごとに添付書類を順に揃えてください。



**記入漏れ、添付書類不足が大変多くなっています！**

詳しくは愛知県税務課のホームページをご覧ください。

愛知県公式 Web サイト「還付金の還付請求権を譲渡した場合の取扱いについて」→→→→→



お問合せ先：愛知県名古屋東部県税事務所収納管理課（自動車税還付譲渡担当） 電話 052-953-7799

[音声ガイダンス：2]

◎愛知県では、県内全域の県税還付業務を名古屋東部県税事務所集約処理しています。(管轄の県税事務所を変更するものではありません。)